人権作文紹介

自らの生き方に誇りを持つ

高森東学園　後期9年　**児玉　幸大**

麻衣さんの前向きな気持ちは、私にとって大きく共感するものでありました。

麻衣さんとは、道徳の読み物資料を通して出会った方です。麻衣さんはいつも元気いっぱいで病気にかかりそうにない明るい方でした。しかし、中学3年の時に突然頭の病気にかかってしまい、意識は戻りましたが、歩くことも話すことも食事をすることも、一人では出来ない状態になってしまいました。

「なんで、わたしがこんな目にあわなきゃいけないの。」麻衣さんは、何もできない自分にイライラしながら、親や病院の先生に八つ当たりしたり、死んでしまおうと考えたりしました。

それでも、親や周りの支えがあり、本当の自分を取り戻していきました。「麻衣さんは、今の人生の方が楽しいと思えるようになり、私は麻衣さんのことを、今の自分に誇りを持って生きている人なんだと強く感じました。

私は、生まれつき左目が全く見えていない状態で、現在も生活しています。3歳の時に手術したのであまり覚えていませんが、小学生の時に両親からその事実を聞きました。その頃の私は、自分が片目しか見えていないことに対して、とても怖さがありました。みんなに知られたらバカにされるのではないかなどを思っていました。また、自分はみんなと違うんだと思い込んでしまうこともありました。その不安なことを親に相談すると、「おまえは、すごいんだぞ。片方の目しかはっきり見えてないけど、みんなと同じように何でもできているから。」と言ってくれました。私はその言葉を今でもはっきりと覚えています。今では片方の視力で生活することが当たり前になっており、私の自信や誇りとなっています。

私は麻衣さんの生き方や考え方に触れて、改めて周りの人の支えがあっての今なんだなと思いました。麻衣さんのように、何かに影響を受けて変わろうとするところが、自分と重なりました。

私はこれから先、自分の人生なんだから、もっと楽しんで胸を張って生きていこうと改めて感じました。自分がいくら周りの人と違いがあっても、それが自分であり、自分にしかない大切なものだと思って、これからも当たり前に頑張っていこうと思っています。

私には将来の夢があります。それは、教師になることです。私が教師になったら、受け持った子ども達に、「ありのままの自分に、自信や誇りを持って生きてほしい。」と伝えたいです。

もし、悪いと思われる方向へと進んでしまったり、迷ったりしたとしても、またこれから頑張ればいいし、何度だって自分が変わろうと思えば変われると思うので、たくさんの人たちと出会い、そして関わって、自分らしさを見つけてほしいと思っています。

私はこれからも、周りの支えてくれている人たちに感謝の気持ちを忘れずに、自分の夢に向って歩み続けていきたいです。

児童手当の手続きについて

児童手当の受給には申請が必要です。手続きは高森町役場住民福祉課でできます。（公務員は各自職場での手続きとなります）。

■次の場合 15 日以内の手続きが必要です
- ＊児童が生まれた場合
- ＊受給者が高森町に転入した場合
- ＊受給者が公務員ではなくなった場合
- ＊新たに児童を養育するようになった場合

■その他、手続きが必要なとき
- ＊受給者が町外へ転出した場合
  （転入先でも手続きが必要です）
- ＊児童を養育しなくなった場合
- ＊児童が死亡した場合
- ＊受給者が公務員になった場合
- ＊児童と別居するようになった場合
- ＊受取口座を変えたい場合
  （原則、受給者名義の口座に限ります）

児童手当は、申請の手続きをした翌月分から受給できます。里帰り出産などで、住所地以外の市町村に出生届を出した場合、住所地の市町村で児童手当の手続きが遅れることがあります。その場合、さかのぼって受給出来ないのでご注意ください。

詳しくは、お問い合わせください。

問 住民福祉課　福祉係
☎0967－62－1111（内線133）

ハートフルパス

申請は役場で！

障がい者等用駐車場を適正に利用いただくため、障がい者、妊産婦、歩行が困難な方に対し、県内共通のハートフルパス（利用証）が交付されています。

その手続きが、高森町役場の窓口でもできるようになりました。

詳しくは、お問い合わせください。

問 住民福祉課
☎62－1111（内線132）

高森警察署

問 通報・相談 ☎62－0110

非行と犯罪から子どもを守る

インターネットを正しく使う

有害サイト等から子どもを守りましょう。

■フィルタリング
保護者の責任として、携帯やスマホをあてがう際には必ずフィルタリングを設定しましょう。

■ルール
インターネット利用において発生する犯罪被害から子どもを守り、健やかに育てるためにも、家族で十分話し合って、インターネット利用時のルールを作りましょう。

春休み中の非行・犯罪を防止する

お困りごとはありませんか？

■少年の非行
■家出・夜遊びなど不良行為
■犯罪被害やいじめ　など

保護者・トラブルに巻き込まれている少年自身から、ご相談受け付けています。ひとりで悩まず、相談してみませんか。

肥後っ子サポートセンター

☎・FAX
096－384－4976

☎フリーダイヤル
0120－02－4976

相談用メールアドレス
higokko @ police.pref.kumamoto.jp

相談受付時間
平日午前8時30分から
午後5時15分まで